

議 案 目 次 (その2)

議案第17号	江差町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について【差替版】…	P 1
議案第18号	江差町個人情報保護審査会条例の制定について【差替版】 ……………	P 5
議案第28号	財産の減額貸付について……………	P 9

議案第17号

江差町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

江差町個人情報の保護に関する法律施行条例を、次のように定める。

令和5年3月8日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の改正に伴い、江差町個人情報の保護に関する法律施行条例を制定するもの。

江差町個人情報保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者をいう。

(開示請求に係る手数料等)

第3条 法第89条第2項の手数料は、無料とする。

2 法第87条第1項本文の規定による写しの交付に係る写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求者について経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、写しの作成及び送付に要する費用を減額し、又は免除することができる。

第4条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、実施機関が定める事項を記載することができる。

(開示決定等の期限)

第5条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にななければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第6条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、前条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(訂正決定等の期限)

第7条 訂正決定等は、訂正請求があった日から14日以内にななければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に

規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第8条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 訂正決定等をする期限

(利用停止決定等の期限)

第9条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第10条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(江差町個人情報保護条例の廃止)

第2条 江差町個人情報保護条例(平成13年江差町条例第2号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る旧条例第12条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

- (1) 前条の規定の施行の際現に旧条例第2条第5号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者
- (2) 前条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

2 前条の規定の施行の日前に旧条例第14条第1項若しくは第2項、第21条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する個人情報の開示及び訂正については、なお

従前の例による。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は3万円以下の罰金に処する。

(1) 前条の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者で、前条の規定の施行前に職務上知り得た秘密（旧個人情報に係る秘密に限る。）を前条の規定の施行後に漏らした者

(2) 第1項第2号に掲げる者で、前条の規定の施行前にその事務に関して知り得た旧個人情報（旧個人情報に該当しない旧条例第2条第2号に規定する特定個人情報を含む。）を前条の規定の施行後に漏らした者

4 前項の規定は、町の区域外において同項の罪を犯した者にも適用する。

第4条 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

議案第18号

江差町個人情報保護審査会条例の制定について

江差町個人情報保護審査会条例を、次のように定める。

令和5年3月8日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の改正に伴い、江差町個人情報保護審査会条例を制定するもの。

江差町個人情報保護審査会条例

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 設置及び組織（第2条―第6条）
- 第3章 審査会の調査審議の手續（第7条―第14条）
- 第4章 雑則（第15条・第16条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、江差町個人情報保護審査会の設置および組織ならびに調査審議の手續き等について定めるものとする。

第2章 設置及び組織

（設置）

第2条 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、町に、江差町個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（組織）

第3条 審査会は、委員5人をもって組織する。

（委員）

第4条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、町長が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 町長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

（会長）

第5条 審査会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

第3章 審査会の調査審議等の手續

(定義)

第7条 この章において「諮問庁」とは、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関（町の機関（議会を除く。）をいう。）をいう。

2 この章において「保有個人情報」とは、法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。）をいう。

(審査会の調査権限)

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に係る事案の審議を行うために必要があると認めるときは、審査請求人、参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）、実施機関の職員その他関係者（以下「審査請求人等」という。）から意見若しくは説明を聞き、又は必要な調査をすることができる。

(意見の陳情)

第9条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第10条 審査請求人等は審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めるときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第11条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第8条第1項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第12条 審査会は、第8条第3項の規定による資料の提出又は法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの資料又は主張書面の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料を提出した審査請求人等（審査請求人、参加人（同法第13条第4項に規定する参加人をいう。）又は諮問庁をいう。以下同じ。）以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでな

い。

2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(諮問に対する答申)

第13条 審査会は、実施機関に対し、書面により法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問があった日から起算して60日以内に答申するよう努めなければならない。

2 前項の規定による答申書には、次の各号に掲げる事項について記載するほか、当該審査請求に関連した個人情報の保護に関する施策についての意見を付することができる。

(1) 当該審査請求に対し実施機関がなすべき裁決の種類及びその理由

(2) 答申の内容について少数意見があるときは当該少数意見

(庶務)

第14条 審査会の庶務は、総務課において行う。

第4章 雑則

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第16条 第4条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 施行日前に江差町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年江差町条例第●号）附則第2条の規定による廃止前の江差町個人情報保護条例（平成13年江差町条例第2号。以下「旧条例」という。）第27条第1項の規定により旧条例第28条の規定により設置された江差町個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）にされた諮問は、審査会にされたものとみなし、旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

議案第28号

財産の減額貸付について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を減額して貸し付けることについて、議会の議決を求める。

令和5年3月8日提出

江差町長 照井 誉之介

記

1 減額貸付をする財産

名 称	旧江差町営レストラン施設
所 在	檜山郡江差町字中歌町193番地3
構造・階数	鉄筋コンクリート造2階建て
建築面積	314.28㎡
延床面積	354.78㎡
建築年	昭和57年

2 減額貸付の相手方

住 所	檜山郡江差町字尾山町146番地28
名 称	株式会社クリエイト北海道 代表取締役 松谷朝日

3 減額貸付の目的

江差町が所有する「旧江差町営レストラン施設」の建物を減額して貸付けることにより、町における観光振興及び地域経済の活性化等を通して人々の交流を促進し、新たな賑わいの創出を図ることを目的とする。

4 減額貸付の条件

町における観光振興及び地域経済の活性化等を通して人々の交流を促進し、新たな賑わいの創出を図るための提案があった事業に使用するものとし、他の目的に供してはならない。

5 減額貸付の適用期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日

6 減額貸付の金額

無償

提案理由

江差町が所有する旧江差町営レストラン施設の利活用を図るため、普通財産を減額して貸し付ける必要があるため。